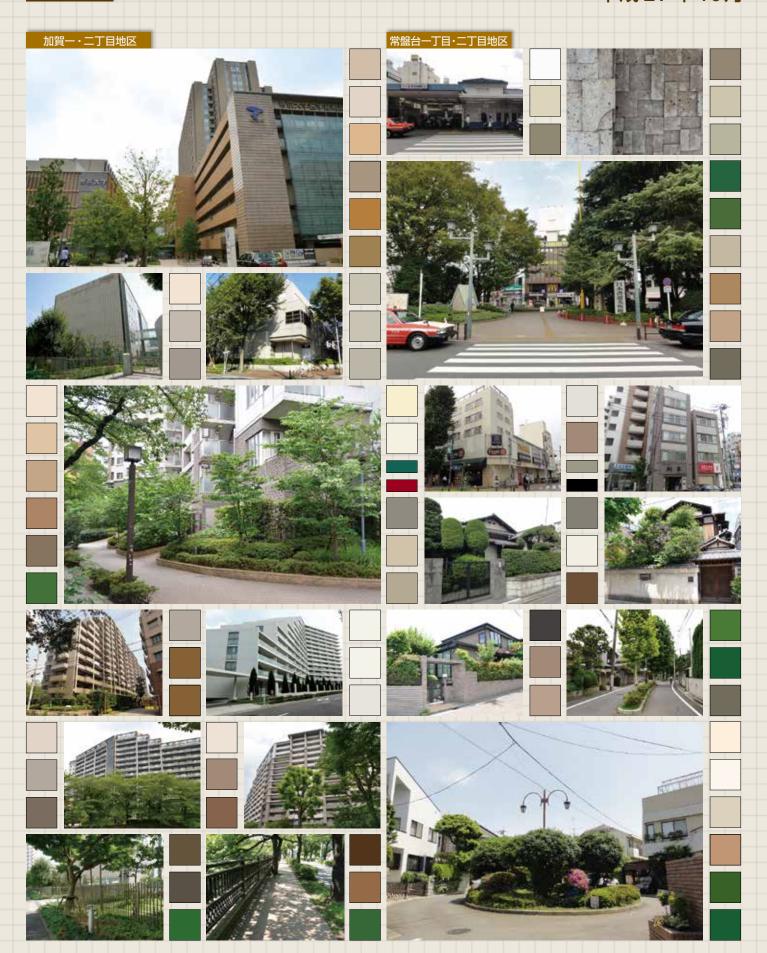
板橋区景観色彩ガイドライン

Color Scape Guidelines for Itabashi City

追補編

平成27年10月



本書について

区では、平成23年8月22日に板橋区景観計画を策定し、その運用を開始いた しました。区景観計画では、色彩基準を定めており、定量基準(マンセル値を用い た数値基準)と定性基準(文言による基準)とで、運用しています。

この定性基準の指針として、板橋区景観色彩ガイドラインを策定し、建築物等の 外観(外壁)について、色彩に対する考え方、捉え方、そして、推奨色等を定め、区 民の皆様、事業者様、設計者様にご理解とご協力をいただきながら、より色彩に配 慮した良好な景観形成を推進しています。

本ガイドラインでは、一般地域、景観形成重点地区別に配慮事項を定めています。 既定の板橋崖線軸地区、石神井川軸地区に加えて、平成26年1月6日に加賀一・ 二丁目地区を、そして、平成26年8月1日に、常盤台一丁目・二丁目地区をそれ ぞれ景観形成重点地区に指定し、その運用を開始しました。このことから、既定の 景観色彩ガイドラインの本文に追加する必要がありますが、本ガイドライン本文 の印刷部数に残数があるため、皆様にはご不便をおかけいたしますが、2地区分を まとめて、追補編として作成しました。

本書では、この2地区について、景観計画に位置づけられた色彩に関する景観形 成基準の内容をわかりやすく解説するとともに、推奨色や色彩の考え方を定めて います。

-		_
も		U
T)	/	1

もくじ	
●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●	P.1
<i>01</i> 各地区に求められる色彩	P.1
02 加賀一・二丁目地区の色彩	P.2
02-1 加賀一・二丁目地区の色彩の解説	P.2
02-2 石神井川沿い区域の色彩の解説 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.4
03 常盤台一丁目・二丁目地区の色彩	P.6
	P.6
03-2 中層住宅地及び低層住宅地の色彩の解説 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P.8
②景観形成重点地区の色彩ガイドライン	P.10
01 加賀一・二丁目地区の推奨色と考え方	P.10
02 常盤台一丁目・二丁目地区の推奨色と考え方	P.14

01 各地区に求められる色彩

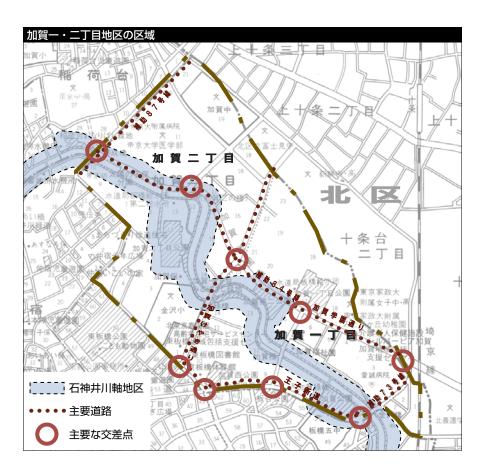
加賀一・二丁目地区

加賀一・二丁目地区は、江戸時代には加賀藩の下屋敷があった歴史を持つ地域です。庭園の築山の一部が史跡として加賀公園に保存されており、また、当時の面影を偲ばせる名称が地名や公共施設等に残っています。

幕末から明治以降には火薬製造などの軍用施設が存在し、その歴史を物語る文化財が保存されています。

戦後は大学などの各種学校、住宅、 工場等が立地し、工場移転後には共同 住宅が建設されるなど土地利用転換が 進んでいますが、ゆったりとした敷地 に緑地を確保するなど、石神井川の豊 かな自然に配慮した良好な施設等が集 積しています。

本地区においては、歴史的な変遷が 感じられる由緒ある地域として、品格 にふさわしい落ち着いた色彩景観が求 められます。



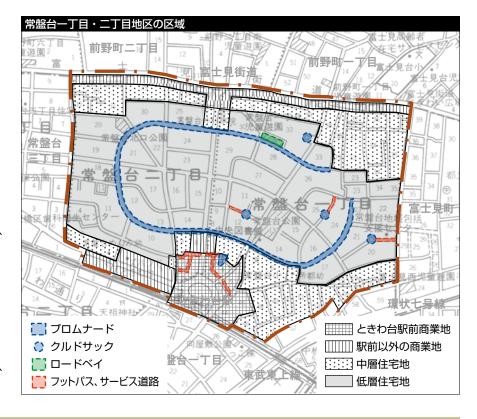
常盤台一丁目・二丁目地区

常盤台一丁目・二丁目地区は、昭和 10年に欧米の住宅地計画手法を取り 入れて開発された住宅地で、公共施設 を中心として、ゆったりとした敷地に 整然と閑静な住宅が建ち並んでいます。

駅前ロータリーには、シンボルのヒマラヤ杉とケヤキの緑がどっしりと構え、周辺の魅力ある商業地のにぎわいに季節感とうるおいを与えています。

また、住宅地はプロムナードやクルドサック、ロードベイ、フットパスなど、 住環境を保全する街路計画に特徴があり、大きく育った街路樹の緑と庭の緑や生垣が一体となった常盤台ならではの景観が形成されています。

本地区においては、区内でも有数の 緑豊かな街並み景観を保全するために、 落ち着いた色使いが求められます。



→ 板橋区景観計画における色彩基準 ― 加賀一・二丁目地区の色彩

02-1 景観形成重点地区 加賀一・二丁目地区の色彩の解説

届出対象行為

全ての規模

※修繕などの外観を変更することとなる 色彩の変更又は基準に適合していない 物件の同色の塗り替えも対象となります。

景観形成基準(色彩)

- ・建築物の外観は、温かみのある色彩・素材を用いたりするなどの工夫に努める。
- ・建築物の中高層部の外壁は、圧迫感を与えないよう色彩に配慮する。
- ・屋根を設ける場合は、周辺の景観から突出しないように明度や彩度を抑えた色彩を用いることとする。
- ・色彩は、別表の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。

色彩基準の考え方

「加賀一・二丁目地区」は、地域住民が主体的に景観づくりのビジョンやルールを検討し、区が特に良好な景観の形成を図る 必要があると認める区域として景観形成重点地区に定めた地区です。

地区内には、加賀藩の下屋敷があった江戸時代、火薬製造などの軍用施設が存在した幕末から明治以降の歴史を物語る文化 財が保存されています。また、戦後に立地した各種学校、住宅、工場、工場移転後に建設された共同住宅など、複合的な土地利 用が進む中で、緑地やオープンスペースが石神井川の豊かな自然と一体となり、緑豊かな都市景観が形成されています。

本地区においては、歴史的な変遷が感じられる由緒ある地域として、品格にふさわしい色彩景観を形成するため、温もりが感じられる暖色系の色相を基本に、豊かな自然の緑が映える落ち着いた色彩の範囲としています。

色彩景観形成のイメージ

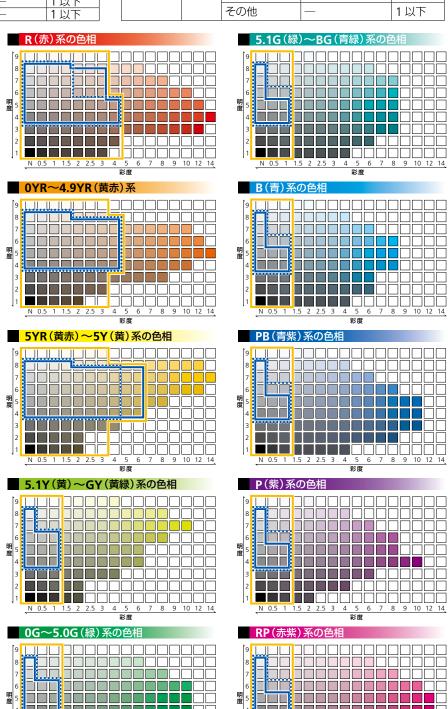
加賀一・二丁目地区における色彩景観形成のイメージです。





基準の適用	用部位	色相	明度	彩度
		0.0R ~ 10.0R	4以上6未満 6以上8.5未満	4以下 3以下
	外壁	0.0YR~5.0YR	8.5以上9未満 4以上8.5未満 8.5以上9未満	1.5以下 4以下 1.5以下
	基本色	5.0YR ~ 5.0Y	4以上8.5未満 8.5以上9未満	6以下 1.5以下
高さ 12m		5.0Y ~ 5.0G その他	4以上7未満 4以上6未満	1以下 1以下
未満の部分		N	4以上9未満	_
	強調色	0.0R ~ 10.0R	6 未満 6 以上	4以下 3以下
		0.0YR~5.0YR	4以上8.5未満 4未満及び8.5以上	4以下 3以下
		5.0YR ~ 5.0Y	4以上8.5未満 4未満及び8.5以上	6以下 3以下
		5.0Y ~ 5.0G	—	1以下
		その他	_	1以下

基準の適用部位		色相	明度	彩度
		0.0R ~ 10.0R	4以上6未満	4以下
		0.08 ~ 10.08	6以上9未満	1.5 以下
	外壁	0.0YR ~ 5.0Y	4以上8.5未満	4以下
	基本色	0.016 - 5.01	8.5 以上 9 未満	1.5 以下
		その他	4以上7未満	1以下
⇒ + 4 2		N	4以上9未満	_
高さ 12m 以上の部分	強調色	0.0R ~ 10.0R	6 未満	4以下
DVT_02U02			6以上	3以下
		0.0YR~5.0YR	4以上8.5未満	4以下
		0.01K~5.01K	4 未満及び 8.5 以上	3以下
		5.0YR ~ 5.0Y	4以上8.5未満	6以下
		3.01K - 3.01	4 未満及び 8.5 以上	3以下
		その他	_	1以下



N 0.5 1 1.5 2 2.5 3 4 5 6 7 8 9 10 12 14 彩度



N 0.5 1 1.5 2 2.5 3 4 5 6 7 8 9 10 12 14

→ 板橋区景観計画における色彩基準 ― 加賀一・二丁目地区の色彩

02-2 景観形成重点地区 加賀一・二丁目地区のうち石神井川沿い区域の色彩の解説

届出対象行為

全ての規模

※修繕などの外観を変更することとなる 色彩の変更又は基準に適合していない 物件の同色の塗り替えも対象となります。

景観形成基準(色彩)

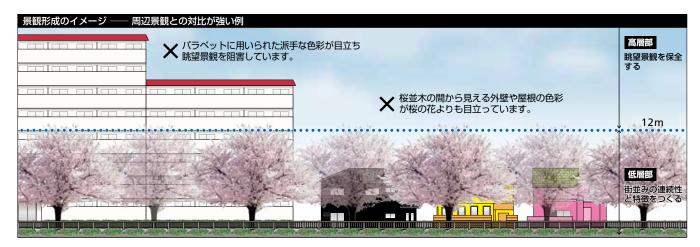
- ・建築物の外観は、温かみのある色彩・素材を用いたりするなどの工夫に努める。
- ・建築物の中高層部の外壁は、圧迫感を与えないよう色彩に配慮する。
- ・屋根を設ける場合は、周辺の景観から突出しないように明度や彩度を抑えた色彩を用いることとする。
- ・色彩は、別表の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。
- · 高さ 12m 未満の中低層部では、桜並木の緑や石神井川の水の色彩と調和した落ち着きとうるおいのある景観の形成を図るため、外壁基本色は樹木の緑に馴染む色彩とし、部分的な強調色は、落ち着きが感じられる中彩度までの色彩とすることとし、それぞれ別表の色彩基準に適合するものとする。
- ・高さ 12m 以上の高層部では、桜並木の緑と馴染みつつも、周囲に圧迫感を与えない色彩とすることとし、高さ 12m 以上の部分に対する色彩基準(別表参照)に適合するものとする。
- ・なお、高さ 12m 以上の高層部では、強調色は極力用いないこととするが、万が一使用する場合には、落ち着きが感じられる中彩度までの色彩(高さ 12m 以上の部分に対する色彩基準に適合するもの)を用いる。

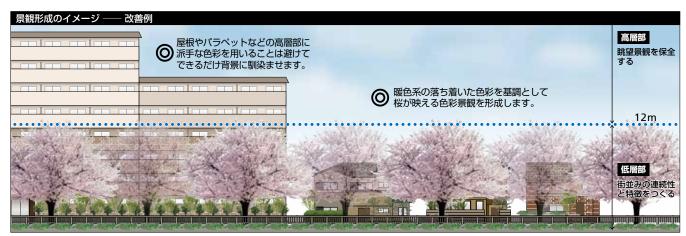
色彩基準の考え方

「加賀一・二丁目地区」のうち、石神井川沿いの区域(石神井川の河川区域又は河川区域に隣接する道路もしくは公園・緑地から 20m の範囲)は、公共空間への影響が大きく、一層の配慮が求められることから、より限定した色彩基準を定めています。 本区域においては、満開の桜や新緑、紅葉など四季折々の自然が際立つ街並みの色彩を目指して、周辺の建築物等の色彩は桜並木に溶け込むよう、白やクリーム色などの明るすぎる色調を避けたしっとりと落ち着いた色彩に限定しています。

色彩景観形成のイメージ

加賀一・二丁目地区のうち、石神井沿い区域における色彩景観形成のイメージです。



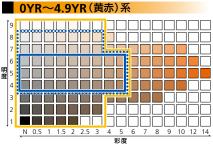


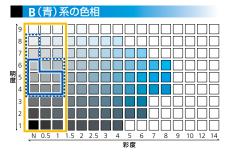
基準の適用部位		色相	明度	彩度
		$0.0R \sim 10.0R$	4以上6未満	4以下
		0.00	6以上7未満	3以下
	外壁	0.0 YR ~ 5.0 Y	4以上7未満	5以下
	基本色	5.0Y ~ 5.0G	4以上7未満	1以下
		その他	4以上6未満	1以下
高さ 12m		N	4以上7未満	_
未満の部分	強調色	0.0R ~ 10.0R	4以上6未満	4以下
			4未満及び6以上	3以下
		0.0YR ~ 5.0Y	4以上7未満	5以下
		0.011(* 5.01	4未満及び7以上	3以下
		5.0Y ~ 5.0G	_	1以下
		その他	_	1以下

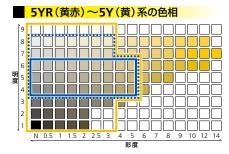
基準の適用部位		色相	明度	彩度
		0.0R ~ 10.0R	4以上6未満	4以下
		\sim 10.0K	6以上9未満	3以下
	外壁	0.0YR ~ 5.0Y	4以上7未満	5以下
	基本色	0.01 K ~ 5.01	7以上9未満	3以下
= + 42		その他	4以上7未満	1以下
高さ 12m 以上の部分		N	4以上9未満	_
15VT_07U07J		0.0R ~ 10.0R	4以上6未満	4以下
		0.0K ~ 10.0K	4未満及び6以上	3以下
	強調色	0.0YR ~ 5.0Y	4以上7未満	5以下
		0.01N ~ 5.01	4未満及び7以上	3以下
		その他	_	1以下



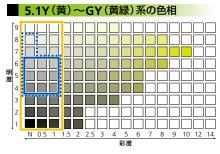


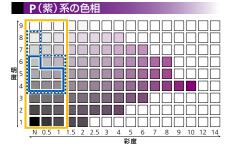






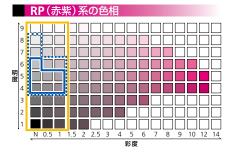












① 板橋区景観計画における色彩基準 ── 常盤台一丁目・二丁目地区の色彩

ときわ台駅前商業地及び駅前以外の商業地の色彩の解説

届出対象行為

全ての規模

※修繕などの外観を変更することとなる 色彩の変更又は基準に適合していない 物件の同色の塗り替えも対象となります。

景観形成基準(色彩)

常盤台一丁目・二丁目地区のうち

- ・豊かで文化的な景観の形成を図るため、色彩は、樹木の緑と調和する色彩で、かつ視覚にやさしく落ち着きのある色彩とする。
- ・屋根は周辺の景観から突出しないように明度や彩度を抑えた色彩を用いることとする。
- ・色彩は、別表の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。

色彩基準の考え方

「常盤台一丁目・二丁目地区」は、地域住民が主体的に景観づくりのビジョンやルールを検討し、区が特に良好な景観の形成を図る必要があると認める区域として景観形成重点地区に定めた地区です。

本区域は、常盤台一丁目・二丁目地区のうち、ときわ台駅前の商業地と富士見街道沿いの商業地が対象となります。

地区のシンボルであるケヤキやヒマラヤスギ等の緑を活かし、商業地としてのにぎわいの中にも品格が感じられる色彩景観を目指して、温もりを感じさせる暖色系の色彩を基本に、木々の緑が映える穏やかな色彩の範囲を色彩基準として定めています。 商業地を魅力的に演出するにぎわいが感じられる色使いは歩行者の目線に近い低層部で行うことを基本に、高層部は周辺に

馴染みやすい落ち着いた色彩とし、他の駅前景観とは一線を画した常盤台らしい商業地景観を形成します。

色彩景観形成のイメージ

常盤台一・二丁目地区のうち、ときわ台駅前商業地及び駅前以外の商業地における色彩景観形成のイメージです。

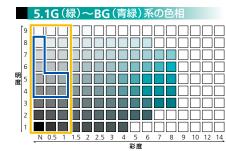


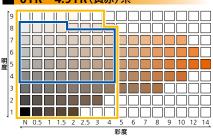


常盤台一丁目・二丁目地区のうち、ときわ台駅前商業地及び駅前以外の商業地の色彩基準(使用可能な範囲)

基準の適用部位	色相	明度	彩度
外壁基本色		4以上6未満	4以下
	0.0R ~ 10.0R	6以上8.5未満	3以下
		8.5以上9以下	1.5以下
	0.0YR ~ 5.0YR	4以上8.5未満	4以下
	0.011(- 5.011(8.5以上9以下	1.5以下
	5.0YR ~ 5.0Y	4以上8.5未満	6以下
	J.011(° J.01	8.5以上9以下	1.5以下
	5.0Y ~ 5.0G	4以上7未満	1以下
	その他	4以上6未満	1以下
	N	4以上9以下	_
	0.0R ~ 10.0R	6 未満	4以下
	0.00 10.00	6以上	3以下
	$0.0YR \sim 5.0YR$	8.5 未満	4以下
強調色	U.UTK - 3.UTK	8.5以上	3以下
) 生	5.0YR ~ 5.0Y	8.5 未満	6以下
	J.01N - 5.01	8.5以上	3以下
	5.0Y ~ 5.0G	_	1以下
	その他	_	1以下





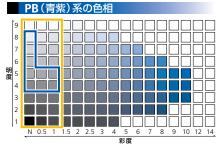


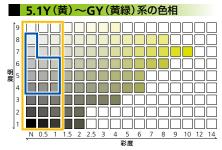




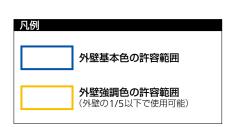
6 7 8 9 10 12 14

N 0.5 1 1.5 2 2.5 3 4













→ 板橋区景観計画における色彩基準 ― 常盤台一丁目・二丁目地区の色彩

03-2景観形成重点地区

中層住宅地及び低層住宅地の色彩の解説

届出対象行為

全ての規模

※修繕などの外観を変更することとなる 色彩の変更又は基準に適合していない 物件の同色の塗り替えも対象となります。

景観形成基準(色彩)

常盤台一丁目・二丁目地区のうち

- ・豊かで文化的な景観の形成を図るため、色彩は、樹木の緑と調和する色彩で、かつ視覚にやさしく落ち着きのある色彩とする。
- ・屋根は周辺の景観から突出しないように明度や彩度を抑えた色彩を用いることとする。
- ・色彩は、別表の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。

色彩基準の考え方

「常盤台一丁目・二丁目地区」は、地域住民が主体的に景観づくりのビジョンやルールを検討し、区が特に良好な景観の形成を図る必要があると認める区域として景観形成重点地区に定めた地区です。

地区内には、欧米の住宅地計画手法を取り入れた公共施設を中心としてゆったりとした敷地に整然と閑静な住宅が建ち並び、プロムナードやクルドサックなど特徴のある街路に豊かな緑が育ち、うるおいのある良好な街並み景観が形成されています。

こうした区内でも有数の緑豊かな住宅地を継承するために、住宅地らしい温もりを感じさせる暖色系の色彩を中心に、街路 樹や庭木の緑が映える落ち着いた色彩の範囲としています。

色彩景観形成のイメージ

常盤台一・二丁目地区のうち、中層住宅地及び低層住宅地における色彩景観形成のイメージです。

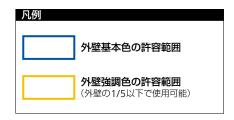




常盤台一丁目・二丁目地区のうち、中層住宅地及び低層住宅地の色彩基準(使用可能な範囲)

基準の適用部位	色相	明度	彩度
		4以上6未満	4以下
	$ 0.0R \sim 10.0R $	6 以上 8.5 未満	3以下
		8.5以上9以下	1.5 以下
		4以上7未満	4以下
	0.0YR ~ 5.0YR	7 以上 8.5 未満	3以下
外壁基本色		8.5以上9以下	1.5 以下
	5.0YR ~ 5.0Y	4以上7未満	6以下
		7以上8.5未満	3以下
		8.5以上9以下	1.5 以下
	5.0Y ~ 5.0G	4 以上 7 未満	1 以下
	N	4以上9以下	_
	0.0R ~ 10.0R	6 未満	4以下
	0.010 - 10.010	6以上	3以下
	0.0YR ~ 5.0YR	[7 未満	4以下
強調色	0.01K - 3.01K	7 以上	3以下
	5.0YR ~ 5.0Y	7 未満	6以下
	J.011 - J.01	7 以上	3以下
	5.0Y ~ 5.0G	_	1以下

R(赤)系の色相 5.1G(緑)~BG(青緑)系の色相 N 0.5 1 1.5 2 2.5 3 4 5 6 7 8 9 10 12 14 N 0.5 1 1.5 2 2.5 3 4 5 6 7 8 9 10 12 14 0YR~4.9YR(黄赤)系 B(青)系の色相 8 N 0.5 1 1.5 2 2.5 3 4 6 7 8 9 10 12 14 N 0.5 1 1.5 2 2.5 3 4 6 7 8 9 10 12 14 彩度 彩度 5YR(黄赤)~5Y(黄)系の色相 PB (青紫) 系の色相 N 0.5 1 1.5 2 2.5 3 4 5 6 7 8 9 10 12 14 N 0.5 1 1.5 2 2.5 3 4 5 6 7 8 9 10 12 14 彩度 彩度 5.1Y(黄)~GY(黄緑)系の色相 P(紫)系の色相 明 5 N 0.5 1 1.5 2 2.5 3 4 5 6 7 8 9 10 12 14 N 0.5 1 1.5 2 2.5 3 4 5 6 7 8 9 10 12 14 彩度 彩度







2 景観形成重点地区の色彩ガイドライン

01 加賀一・二丁目地区の推奨色と考え方

現況の色彩景観の特徴

・当地区には、集合住宅や大学施設、医療福祉施設、公共施設、工業施設等、多様な用途の建築物が立地していますが、建物用途に関わらず、共通して温もりが感じられる暖色系色相に集中しており、落ち着きのある低彩度色が基調となっています。

加賀一・二丁目地区

- ・多くの施設等では、ゆったりとした敷地に豊かな植栽や生垣が施されており、落ち着いた色彩を基調に、いきい きとした植栽の緑が映え、うるおいが感じられる色彩景観が形成されています。
- ・新しい施設等では、質の高いデザインや緑豊かな外構が取り入れられており、緑との調和に配慮したきめ細やかな工夫が、板橋区の中でも、ひと際洗練されたブランドイメージを創り出しています。

現況の代表的な色彩景観







豊かな緑が引き立つ自然に馴染む色彩



石神井川沿いの遊歩道

石神井川の柵には、並木の桜の樹皮と近似するダークブラウンが用いられています。 足元のタイルには、しっとりとした落ち着いた色彩のタイルが用いられています。



季節の俳句の掲示板

石神井川沿いの緑道は、俳句の散歩道として親しまれています。

作品が掲げられた掲示板は、四季折々の自然の彩りに馴染む控えめな色彩です。



施設外構の柵

民間施設の外構に用いられている柵です。 土や木の樹皮と似た落ち着いた色彩が採用 されており、敷地の豊かな緑をより一層引 き立てています。

豊かな緑が引き立つ品格にふさわしい色彩景観

色彩景観形成の考え方

加賀一・二丁目地区においては、石神井川沿いに咲き誇る桜並木と、それと連なるように整備された周辺住宅や施設等の植栽などの豊かな緑が景観資源となっています。

これまで地域で大切に保全整備されてきた豊かな緑を引き立たせるために、歴史が感じられる由緒ある地域として、その品格にふさわしい温もりと落ち着きが感じられる色彩景観を形成します。

桜並木に融和する石神井川沿いの低層部の色彩

石神井川沿いの遊歩道や道路からは、桜並木に見え隠れするように近接した建築物等の色彩が見えます。

このため、低層部においては、近接する桜並木の緑との明度対比が強い明るい色調を避け、木材や石材などの自然素材やそれと共通性のある暖かくしっとりと落ち着いた色彩を基本とします。

緑との連続性を保全する石神井川沿い区域以外の低層部の色彩

石神井川沿い区域以外の区域については、石神井川沿いの緑との連続性が感じられる色彩景観を形成するため、温もりが感じられる暖色系の落ち着いた色彩を基本とします。

眺望景観を保全する高層部の色彩

石神井川に架かる橋などの視点場からは、大規模建築物等の高層部が望見され目立ちやすいため、桜並木よりも高い高層部の色彩は、派手な色や対比の強い配色などの目立つ色彩を避け、背景に馴染みやすい暖色系の低彩度色とします。

色彩景観形成のイメージ

加賀一・二丁目地区における色彩景観形成のイメージです。





低層部の推奨する色彩の範囲

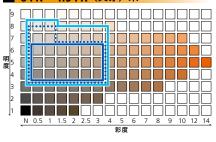
基準の適用部位		色相明度		彩度
		$\mathrm{OR}\sim\mathrm{10R}$		2 以下
高さ 12m 未満の部分	外壁 基本色	0.0YR~4.9YR	4以上7未満	3以下
		5.0YR~5.0Y		4以下

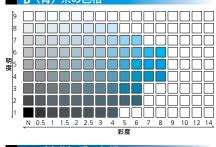
	基準の適用部位		色相	明度	彩度
それ		0R ~ 10R	4以上8.5未満	2 以下	
れい			OK - OK	8.5 以上 9 未満	1 以下
外	高さ 12m 外壁 未満の部分 基本色		0.0YR~4.9YR	4以上8.5未満	3以下
の区域		基本色		8.5 以上 9 未満	1 以下
域			5.0YR~5.0Y	4以上8.5未満	4以下
			5.01K 5.01	8.5 以上 9 未満	1.5以下

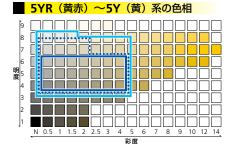
高層部の推奨する色彩の範囲

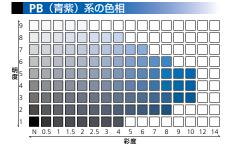
_	基準の適用	用部位	色相	明度	彩度
石神井			OR ∼ 10R	4以上7未満	1.5以下
川沿い区域			OK - TOK	7以上8.5未満	1以下
域・チ	高さ 12m	外壁	0.0YR~4.9YR	4以上7未満	3 以下
れ以外	以上の部分	基本色	0.011(4.511(7以上8.5未満	1以下
・それ以外の区域共涌			5.0YR~5.0Y	4以上7未満	4以下
莊 通			J.01K 2 3.01	7以上8.5未満	2 以下

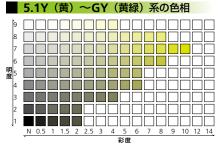




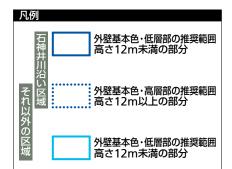


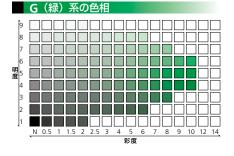














低層部・高層部の推奨する色彩の範囲の例

加賀一・二丁目地区において、外壁基本色に推奨する色彩の範囲の代表例です。

| 石神井川区域・高層部(高さ 12 m以上の部分)| 石神井川区域・高層部(高さ 12 m以上の部分)| でれ以外の区域・低層部(高さ 12 m未満の部分)

5.0YR8.5/0.5	5.0YR8.5/1.0	10YR8.5/1.0	10YR8.5/0.5	2.5Y8.5/1.0	2.5Y8.5/0.5	5.0Y8.5/0.5
[15-85A]	[15-85B]	[19-85B]	[19-85A]	[22-85B]	[25-85A]	[25-85A]
7.5YR8.0/2.0	10YR8.0/1.0	10YR7.5/1.5	2.5Y8.0/1.0	2.5Y8.0/1.5	5.0Y7.5/1.0	5.0Y8.0/0.5
[17-80D]	[19-80B]	[19-75C]	[22-80B]	[22-80C]	[25-75B]	[25-80A]
7.5YR7.0/2.0	10YR7.0/2.0	10YR7.0/1.5	10YR7.0/1.0	2.5Y7.0/2.0	5.0Y7.0/1.0	5.0Y7.0/0.5
[17-70D]	[19-70D]	[19-70C]	[19-70B]	[22-70D]	[25-70B]	[25-70A]
5.0YR6.0/2.0	10YR6.5/2.0	10YR6.5/1.0	10YR6.0/1.0	2.5Y6.5/1.5	5.0Y6.5/1.0	5.0Y6.5/0.5
[15-60D]	[19-65D]	[19-65B]	[19-60B]	[22-65C]	[25-65B]	[25-65A]
7.5YR6.0/2.0	10YR6.0/3.0	10YR6.0/2.0	10YR6.0/1.5	2.5Y6.0/1.0	5.0Y6.0/2.0	5.0Y6.0/1.0
[17-60D]	[19-60F]	[19-60D]	[19-60C]	[22-60B]	[25-60D]	[25-00B]
7.5YR5.0/2.0	10YR6.0/4.0	10YR5.0/1.0	10YR5.0/2.0	2.5Y6.0/1.5	2.5Y6.0/2.0	5.0Y5.0/1.0
[17-50D]	[19-60H]	[19-50B]	[19-50D]	[22-60C]	[22-60D]	[25-50B]
5.0YR4.0/4.0	7.5YR5.0/3.0	10YR5.0/3.0	2.5Y5.0/3.0	2.5Y5.0/2.0	2.5Y5.0/1.0	5.0Y4.0/1.0
[15-40H]	[17-50F]	[19-50F]	[22-50F]	[22-50D]	[22-50B]	[25-40B]

上段はマンセル値、下段[]は日本塗料工業会標準色見本帳番号を表しています。

屋根色の推奨する色彩の例

加賀一・二丁目地区において、屋根色に推奨する色彩の例です。

5.0YR4.0/1.0	10YR3.0/0.5	10YR3.0/1.0	5.0Y4.0/1.0	N5.0
[15-40B]	[19-30A]	[19-30B]	[25-40B]	[N-50]
7.5YR4.0/2.0	10YR3.0/2.0	2.5Y4.0/1.0	5.0GY3.0/1.0	N4.0
[17-40D]	[19-30D]	[22-40B]	[35-30B]	[N-40]
10R2.0/1.0	5.0YR3.0/1.0	2.5Y3.0/1.0	5.0G3.0/1.0	N3.0
[09-20B]	[15-30B]	[22-30B]	[45-30B]	[N-30]



太陽光発電パネルなどを設置する場合 屋根面との調和に配慮し、違和感のないように収めます。

推奨する色彩を用いた配色の事例









2 景観形成重点地区の色彩ガイドライン

02 常盤台一丁目・二丁目地区の推奨色と考え方

現況の色彩景観の特徴

常盤台一丁目・二丁

目地区

- ・駅周辺の商業地の建築物等の色彩は、圧倒的に暖色系の色彩が多く、低彩度色が基調となっており、駅前の商業地としては非常に落ち着いた品格のある色彩が基本となっています。
- ·一方で、実際の景観を見るとやや雑然とした印象に感じられるのは、壁面や窓面を覆うように設置された屋外広告物の影響が大きいといえます。
- ・住宅地については、分譲から時を経て、住宅の様式等は多様化しているものの、色彩については新旧に関わらず 共通して温もりが感じられる暖色系色相の低彩度色が用いられており、豊かな緑に調和しています。
- ・駅周辺の商業地から住宅地にかけて、共通して温もりを感じさせる暖色系の低彩度色が基調となっており、連続性のある色彩景観が形成されています。

現況の代表的な色彩景観











田園住宅の歴史や風格を感じさせる色彩



ときわ台駅の壁

ときわ台駅舎の壁には幾何学的な模様が施された大谷石が用いられています。田園住宅の歴史と文化を感じさせる色彩です。



自然素材などを用いた塀

木材や石材等の自然素材や表情のあるタイルなどを用いた塀が随所に見られます。建築物と共通性があり緑に調和する色彩です。



街路樹や庭木の緑

大きく育った街路樹と手入れのゆきとどい た庭木や生垣などが相まって緑あふれる安 らぎが感じられる風景を創出しています。

緑があふれ品格が漂う落ち着いた色彩景観

色彩景観形成の考え方

常盤台一丁目・二丁目地区は、ときわ台駅周辺と富士見街道沿いの「商業地」と低層住宅および中層住宅等が建ち並ぶ「住宅地」から成っていますが、建築物等の色彩は、商業地と住宅地に共通して暖色系の落ち着いた低彩度色が基調となっています。

本地区においては、これらの暖かく落ち着いた色彩を保全継承し、地区全体で緑があふれ品格が漂う落ち着いた色彩景観を形成します。

駅前及び駅前以外の商業地の色彩

商業地においては、歩行者の目線に近い低層部で商業地としての魅力やにぎわいを創出し、高層部は必要以上に目立つ色使いを避け、周辺に馴染みやすい色彩とすることを基本とします。

緑豊かな商業地景観の形成に配慮し、自然素材を用いたり、植物を組み合わせた演出をするなど常盤台らしい商業地の色彩 景観を形成します。

中層住宅地及び低層住宅地の色彩

住宅地においては、現況の住宅地らしい温もりを感じさせる暖色系の穏やかな色彩を継承し、マンション等の中高層建築物の場合は、街路樹よりも高く望見される高層部については目立ちにくい色彩を基本とします。

また、塀についても壁面と共通性のある落ち着いた色彩を基本とし、石材や表情のあるタイルを用いるなど、豊かな緑と調和した街並みの創出に配慮します。

色彩景観形成のイメージ

常盤台一丁目・二丁目地区における色彩景観形成のイメージです。





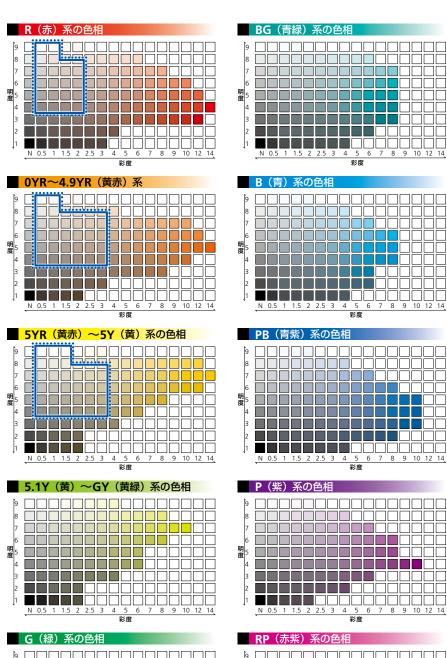
低層部の推奨する色彩の範囲

商業地・住宅地共通

基準の適用部位		色相	明度	彩度
	外壁基本色	OR ∼ 10R	4以上8.5未満	2 以下
概ね 高さ 12m 未満の部分			8.5以上9以下	1以下
		0.0YR ~ 4.9YR	4以上8.5未満	3以下
			8.5以上9以下	1以下
		5.0YR ~ 5.0Y	4以上8.5未満	3以下
			8.5以上9以下	1.5以下

高層部の推奨する色彩の範囲

基準の適用部位 色相 明度 彩度 商 4以上8.5未満 2 以下 $OR \sim 10R$ 砸 8.5以上9以下 1以下 ・住宅地共通 概ね 3以下 4以上8.5未満 外壁 高さ 12m $0.0YR \sim 4.9YR$ 基本色 8.5以上9以下 1以下 以上の部分 4以上8.5未満 3以下 $5.0YR \sim 5.0Y$ 8.5以上9以下 1.5 以下



凡例

外壁基本色・低層部の推奨範囲 概ね高さ12m未満の部分

外壁基本色・高層部の推奨範囲 概ね高さ12m以上の部分

低層部・高層部の推奨する色彩の範囲の例

常盤台一丁目・二丁目地区において、外壁基本色に推奨する色彩の範囲の代表例です。

低層部	高層部	5.0YR8.5/0.5 [15-85A]	7.5YR8.0/1.0 [17-80B]	10YR8.5/1.0 [19-85B]	10YR9.0/1.0 [19-90B]	10YR9.0/0.5 [19-90A]	2.5Y8.5/1.0 [22-85B]	2.5Y9.0/0.5 [25-90A]
(概ね高さ	(概ね高さ	5.0YR8.0/1.0 [15-80B]	7.5YR8.0/2.0 [17-80D]	10YR7.5/2.0 [19-75D]	10YR7.5/1.5 [19-75C]	10YR8.0/0.5 [19-80A]	2.5Y7.5/1.0 [22-75B]	2.5Y8.5/0.5 [25-85A]
12 m	12 m	5.0YR7.0/2.0 [15-70D]	7.5YR7.0/2.0 [17-70D]	10YR7.0/2.0 [19-70D]	10YR7.0/1.5 [19-70C]	10YR7.0/1.0 [19-70B]	2.5Y7.0/2.0 [22-70D]	2.5Y8.0/0.5 [25-80A]
未満の部分)	以上の部分)	5.0YR6.0/2.0 [15-60D]	7.5YR6.0/1.5 [17-60C]	10YR6.0/3.0 [19-60F]	10YR6.5/2.0 [19-65D]	10YR6.5/1.0 [19-65B]	2.5Y6.5/1.5 [22-65C]	2.5Y7.0/0.5 [25-70A]
分		5.0YR6.0/3.0 [15-60F]	7.5YR6.0/2.0 [17-60D]	7.5YR6.0/3.0 [17-60F]	10YR6.0/2.0 [19-60D]	10YR6.0/1.0 [19-60B]	2.5Y6.0/2.0 [22-60D]	2.5Y6.5/0.5 [22-65A]
		5.0YR5.0/2.0 [15-50D]	7.5YR5.0/2.0 [17-50D]	7.5YR5.0/3.0 [17-50F]	10YR5.0/3.0 [19-50F]	10YR5.0/1.0 [19-50B]	2.5Y5.0/2.0 [22-50D]	2.5Y5.0/1.0 [22-50B]
		5.0YR5.0/3.0 [15-50F]	5.0YR4.0/2.0 [15-40D]	7.5YR4.0/2.0 [17-40D]	10YR4.0/3.0 [19-40F]	10YR4.0/1.0 [19-40B]	2.5Y5.0/3.0 [22-50F]	2.5Y4.0/1.0 [22-40D]

上段はマンセル値、下段[]は日本塗料工業会標準色見本帳番号を表しています。

屋根色の推奨する色彩の例

常盤台一丁目・二丁目地区において、屋根色に推奨する色彩の例です。

5.0YR4.0/2.0	5.0YR4.0/1.0	10YR3.0/0.5	2.5Y4.0/1.0	5.0Y3.0/1.0
[15-40D]	[15-40B]	[19-30A]	[22-40B]	[25-30B]
10R3.0/2.0	7.5YR4.0/2.0	10YR3.0/1.0	2.5Y3.0/1.0	5.0GY3.0/1.0
[09-30D]	[17-40D]	[19-30B]	[22-30B]	[35-30B]
10R2.0/1.0	5.0YR3.0/1.0	10YR3.0/2.0	2.5Y3.0/2.0	5.0G3.0/1.0
[09-20B]	[15-30B]	[19-30D]	[22-30D]	[45-30B]



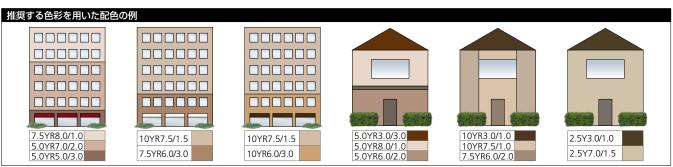
太陽光発電パネルなどを設置する場合 屋根面との調和に配慮し、違和感のな いように収めます。

推奨する色彩を用いた配色の事例













発行年月

平成27年10月

ITABASHI

行

板橋区 都市整備部 都市計画課 〒173-0004 東京都板橋区板橋二丁目66番1号 tel.03-3964-1111 (代表)

ホームページ http://www.city.itabashi.tokyo.jp/

刊行物番号

27-82

本ガイドラインに関するお問い合わせは、都市計画課 都市景観担当 までご連絡ください。

tel.03-3579-2549(直通) fax.03-3579-5436 email: t-keikan@city.itabashi.tokyo.jp

表紙の解説: 各地区を代表する風景や建物の写真とそこで用いられている色彩を取り出したものです。



